

高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助の目的) 第2条 県は、持続可能な食料システムの構築に向け、化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出量削減等の環境負荷軽減活動を実践する農業者等の技術の導入に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(補助事業者、補助率等) 第3条 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(補助金の交付の申請) 第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 2 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定) 第5条 (略)</p> <p>(補助事業の着手) 第6条 補助事業者は、補助事業に着手する場合、前条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。 <u>(削除)</u></p> <p>(補助の条件) 第7条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。 (1) (略) (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第2号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 補助事業の実施に当たっては、第11条第5号アからコまでのいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(補助の目的) 第2条 県は、持続可能な食料システムの構築に向け、化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出量削減等の環境負荷軽減活動を実践する農業者等の技術の導入 <u>及び環境負荷軽減に資する実証等</u>に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(補助事業者、補助率等) 第3条 (略)</p> <p><u>(補助事業の採択等)</u> 第4条 <u>別表の事業種目3に掲げる事業実施主体が、補助事業の採択を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金応募申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(補助金の交付の申請) 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。 2 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定) 第6条 (略)</p> <p>(補助事業の着手) 第7条 補助事業者は、補助事業に着手する場合、前条の規定による補助金交付決定通知に基づき行うものとする。 <u>ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手を行う必要がある場合は、補助事業者は、別記第3号様式による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(補助の条件) 第8条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。 (1) (略) (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第4号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。 (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 補助事業の実施に当たっては、第12条第5号アからコまでのいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p>

(7) (略)

(8) (略)

(9) 補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が10万円以上の設備及び道具で、処分制限期間を経過しないものは、別記第3号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管すること。

(10) 別表に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式)及び本人確認書類の写し(補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等)を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。間接補助金の交付に当たっては事業実施主体において県税の滞納がないことを確認すること。また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を、第4条第1項の規定による交付申請時に知事に提出すること。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第5号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(4) (略)

(実績報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 補助金の交付は、原則として精算払とする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付

(7) (略)

(8) (略)

(9) 補助事業により取得した財産1件当たりの取得価格が10万円以上の設備及び道具で、処分制限期間を経過しないものは、別記第5号様式による財産管理台帳及びその他関係書類を保管すること。

(10) 別表に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式)及び本人確認書類の写し(補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等)を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。間接補助金の交付に当たっては事業実施主体において県税の滞納がないことを確認すること。また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第6号様式による誓約書兼同意書を、第5条第1項の規定による交付申請時に知事に提出すること。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第7号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)～(4) (略)

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第8号様式による補助金実績報告書を補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第9号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 補助金の交付は、原則として精算払とする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第12条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付

の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第7条の規定に違反したとき又は第9条第1項の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。

(5) (略)

(グリーン購入)

第12条 (略)

(情報の開示)

第13条 (略)

(委任)

第14条 (略)

(附 則)

1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第7条第4号、第5号及び第7号から第9号まで、第9条第3項、第11条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第8条の規定に違反したとき又は第10条第1項の規定による報告をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。

(5) (略)

(グリーン購入)

第13条 (略)

(情報の開示)

第14条 (略)

(委任)

第15条 (略)

(附 則)

1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第8条第4号、第5号及び第7号から第9号まで、第10条第3項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(追加)

(改正後)

別表（第3条関係）

事業種目	補助事業者	事業実施主体	受益者	補助対象経費	補助率	備考
1 環境負荷軽減活動実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	以下の要件を全て満たす者 <u>(1)地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者</u> <u>(2)高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注-2）</u>	(1)農業取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費 <u>（ただし同一もしくは異なる種の天敵製剤を複数回導入する場合、製剤毎に1回使用量の最大量を補助の上限とする）</u> （補助対象限度額 50万円/10a） (2)常温煙霧機の導入に要する経費 <u>（ただし常温煙霧登録剤のある品目に限る）</u> (3)養液栽培における排液処理装置の導入に要する経費 （補助対象限度額200万円/10a）	3分の1以内	<u>(1)以下の資材等については品目に関わらず補助対象外とする</u> ・微生物製剤 ・交信かく乱剤 ・UVカットフィルム ・粘着資材 ・循環扇 <u>(2)防虫ネットについては、ピーマン類・シシトウ類・ナス類では補助対象外とする</u> <u>(3)天敵製剤の導入に要する経費を除き、同一経費への補助は過去事業を含め、1回限りとする</u> <u>(4)天敵製剤については、以下のとおりとする</u> ・ピーマン類・シシトウ類・ナス類では補助対象外とする ・天敵製剤の導入率が県域で60パーセント（前年度調査結果：環境農業推進課調べ）を超えている品目では、過去事業を含め、3回までとする ・その他品目については、令和7年度以降3回までとする
2 脱炭素実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	以下の要件を全て満たす者 <u>(1)地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者</u> <u>(2)高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注-2）</u>	施設園芸において燃油の使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費	3分の1以内	<u>(1)国の産地生産基盤パワーアップ事業「施設園芸エネルギー転換枠」を利用できない者に限る</u> <u>(2)ヒートポンプの導入によって燃油の使用量を15%以上削減できること</u> <u>(3)IoTクラウドに接続できる条件が整っている場合は接続すること</u> <u>(4)施設園芸セーフティネット構築事業へ加入すること</u> <u>(5)導入した機材は園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ当該施設の処分制限期間において加入を継続すること</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(注) 1 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人。
2 原則、事業実施年度内に認定を受けること。

(改正前)

別表（第3条関係）

事業種目	補助事業者	事業実施主体	(追加)	補助対象経費	補助率	備考
1 環境負荷軽減活動実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	(追加)	(1)農業取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費 <u>ただし、天敵製剤を複数回導入する場合でも補助の上限は当該製剤の1回使用量の最大量とするが、防除の対象となる害虫に対して異なる種の天敵を導入する場合は複数の天敵製剤を導入できる。</u> （補助対象限度額50万円/10a） (2)常温煙霧機の導入に要する経費 (3)養液栽培における排液処理装置の導入に要する経費 （補助対象限度額200万円/10a）	3分の1以内	<u>(1)</u> ・微生物製剤及び交信かく乱剤、UVカットフィルム、粘着資材、循環扇は、補助対象としない ・ピーマン類、シシトウ類、ナス類については、天敵製剤及び防虫ネット導入に要する経費を補助対象としない ・一部の地域・品目等については、天敵製剤を補助対象としない（注-2） <u>(2)</u> ・常温煙霧登録剤の無い品目への導入は、補助対象としない <u>(共通)</u> ・同一経費への補助は、一回限りとする （天敵製剤の導入に要する経費を除く） ・受益者は高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定（以下、「高知県みどり認定」という。）を取得すること（注-3）
2 脱炭素実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	(追加)	施設園芸において燃油の使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費 <u>(注-4)</u>	3分の1以内	・国の産地生産基盤パワーアップ事業「施設園芸エネルギー転換枠」を利用できない者に限る ・ヒートポンプの導入によって燃油の使用量を15%以上削減できること ・IoTクラウドに接続できる条件が整っている場合は接続すること ・施設園芸セーフティネット構築事業へ加入すること ・受益者は高知県みどり認定を取得すること（注-3）
3 環境負荷軽減技術実証支援	高知県内に本店又は事業所を有する民間企業、2戸以上の農業者の組織する団体、公社等（注-1）			化学合成農薬の使用量低減や再生可能エネルギーの有効活用等の環境負荷軽減に資する新技術や先進技術の実証 ・実証に必要な機器設備等の導入に要する経費 （補助対象限度額1,000万円）	2分の1以内	・実証結果を県に報告すること ・国のみどりの食料システム戦略推進交付金における「グリーンな栽培体系への転換サポート」を利用できない者に限る ・農業者においては、高知県みどり認定を取得すること（注-3）

(注) 1 事業種目1、2、3の「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人。
2 事業種目1備考の一部の地域・品目等とは、次の(1)かつ(2)に該当する地域・品目をいう。
(1) 天敵製剤の導入率が県域で60パーセント（前年度調査結果：環境農業推進課調べ）を超えている品目。
(2) 高知県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金による天敵製剤の導入実績が3回を超える事業実施主体及び生産者。
3 原則、事業実施年度内に認定を受けること。
4 導入した機材には園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ当該施設の処分制限期間において加入を継続すること。

(削除)

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1～4（略）

別記

第1号様式（第4条関係）【3環境負荷軽減技術実証支援】

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名（事業実施主体名）

（注）所在地、代表者職・氏名及び生年月日を記入してください。

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金応募申請書

令和 年度において事業を実施したいので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記の書類を添付して申請します。

記

添付書類

事業計画（第12号様式）

第2号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名（事業実施主体名）

（注）別表の事業種目3の場合は、
所在地、代表者職・氏名及び生年月日を記入してください。

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1～4（略）

(削除)

5 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県補助金	円	
計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
補助事業費	円	
計		

予算議決日（又は議決予定日）	令和 年 月 日（予定）
----------------	--------------

6 添付書類

- (1) 事業計画（別記第 9 号様式）を 事業実施主体毎に提出してください。
(2) ～ (3) (略)

5 産地生産基盤パワーアップ事業を利用できない理由

(申請内容に別表 事業種目 2 脱炭素実践支援を含む場合は記入)

- (1) 当該事業に採択されなかった ()
(2) 当該事業の要件を満たすことができない ()
(3) 当該事業の産地パワーアップ計画を策定できなかった ()
(4) その他 (具体的理由を記入)

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県補助金	円	
計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
補助事業費	円	
計		

予算議決日（又は議決予定日）	令和 年 月 日（予定）
----------------	--------------

(注) 予算議決日（又は議決予定日）の記載は、別表の事業種目 1、2 に限ります。

7 添付書類

- (1) 別表の事業種目 1、2 の場合は、事業計画（別記第 11 号様式）を提出してください。
(2) ～ (3) (略)

(削除)

第3号様式（第7条関係）

第 _____ 号
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

高知県知事 _____ 様

補助事業者名（事業実施主体名）

(注) 別表の事業種目3の場合は、
所在地、代表者職・氏名を記入してください。

令和 ____ 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、高知県環境負荷軽減促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

<u>事業種目</u>	<u>取組内容</u>	<u>事業費</u>	<u>着手予定 年月日</u>	<u>完了予定 年月日</u>	<u>理由</u>
		円			

(注) 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

第2号様式（第7条関係）

第 令和 年 月 号 日

高知県知事 様

補助事業者名

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の交付の決定（又は変更交付決定）通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、その承認を申請します。

記

1～2 （略）

第3号様式（第7条関係）

（略）

第4号様式（第7条関係）

（略）

第5号様式（第8条関係）

第 令和 年 月 号 日

高知県知事 様

補助事業者名

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金変更承認申請書

第4号様式（第8条関係）

第 令和 年 月 号 日

高知県知事 様

補助事業者名 （事業実施主体名）

（注）別表の事業種目3の場合は、所在地、代表者職・氏名を記入してください。

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の交付の決定（又は変更交付決定）通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定により、その承認を申請します。

記

1～2 （略）

第5号様式（第8条関係）

（略）

第6号様式（第8条関係）

（略）

第7号様式（第9条関係）

第 令和 年 月 号 日

高知県知事 様

補助事業者名 （事業実施主体名）

（注）別表の事業種目3の場合は、所在地、代表者職・氏名を記入してください。

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1～3 (略)

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県補助金	円	
計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
補助事業費	円	
計		

予算議決日 (又は議決予定日)	令和 年 月 日 (予定)
-----------------	---------------

5 添付書類

事業変更計画書 (別記第9号様式) を事業実施主体毎に提出してください

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1～3 (略)

4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県補助金	円	
計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
補助事業費	円	
計		

予算議決日 (又は議決予定日)	令和 年 月 日 (予定)
-----------------	---------------

(注) 予算議決日 (又は議決予定日) の記載は、別表の事業種目 1、2 に限ります。

5 添付書類

事業変更計画書 (別記第 11号 又は第 12号様式を事業実施主体毎に提出してください)

第6号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の交付の決定（又は変更交付決定）通知がありました事業について、下記のとおり実施したので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1～3 （略）

4 添付書類

事業変更計画書（別記第9号様式）を事業実施主体毎に提出してください

第7号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定（又は変更交付決定）がありました補助金について、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記
（略）

第8号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名 （事業実施主体名）

（注）別表の事業種目3の場合は、
所在地、代表者職・氏名を記入してください。

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の交付の決定（又は変更交付決定）通知がありました事業について、下記のとおり実施したので、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その実績を報告します。

記

1～3 （略）

4 添付書類

事業変更計画書（別記第11号又は第12号様式を事業実施主体毎に提出してください）

第9号様式（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名 （事業実施主体名）

（注）別表の事業種目3の場合は、
所在地、代表者職・氏名を記入してください。

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定（又は変更交付決定）がありました補助金について、高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記
（略）

第 8 号様式（第 10 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定（又は変更交付決定）
通知がありました令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金を概算交付されるよう、高知県環
境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により請求します。

記

1～5 （略）

第 9 号様式

事業計画（変更・実績）

1～2 （略）

3 確認事項

(1) 高知県環境負荷低減事業活動実施計画（高知県みどり認定）の認定状況

- 取得済（認定番号： ）
未取得（認定申請書提出予定年月： ）

(2) 地域計画への位置づけ

受益者が地域地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見
込まれる者であることを確認した。

(3) 産地生産基盤パワーアップ事業を利用できない理由 ※別表 事業種目 2 のみ記入

- 当該事業に採択されなかった
当該事業の要件を満たすことができない
当該事業の産地パワーアップ計画を策定できなかった
その他（具体的理由を記入）

4 （略）

5 その他

- (1) 変更申請の場合
・変更前の額を上段に括弧書きで記入してください
・変更の根拠となる資料等の添付
(2) 実績報告の場合

第 10 号様式（第 11 条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名 （事業実施主体名）

（注）別表の事業種目 3 の場合は、
所在地、代表者職・氏名を記入してください。

令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定（又は変更交付決定）
通知がありました令和 年度高知県環境負荷軽減促進事業費補助金を概算交付されるよう、高知県環
境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により請求します。

記

1～5 （略）

第 11 号様式 【 1 環境負荷軽減活動実践支援、 2 脱炭素実践支援】

事業計画（変更・実績）

1～2 （略）

3 高知県環境負荷低減事業活動実施計画（高知県みどり認定）の認定状況

- 取得済（認定番号： ）
未取得（認定申請書提出予定年月： ）

4 （略）

5 その他

- (1) 変更申請の場合
・変更前の額を上段に括弧書きで記入してください
・変更の根拠となる資料等の添付
(2) 実績報告の場合

- ・ 交付決定額の内容と異なる場合は変更前の額を上段に括弧書きで記入してください
- ・ 補助事業者の補助金検査調書兼確定書の写し
- ・ 現地検査写真の写し (常温煙霧機、排液処理装置及びヒートポンプを導入した場合に限る) その他必要があると認められる書類
- ・ 事業費の変更があった場合は、農業者ごとの資材、設備等に係る一覧表の添付 (様式は自由)

(削除)

- ・ 交付決定額の内容と異なる場合は変更前の額を上段に括弧書きで記入してください
- ・ 補助事業者の補助金検査調書兼確定書の写し
- ・ 現地検査写真の写しその他必要があると認められる書類
- ・ 事業費の変更があった場合は、農業者ごとの資材、設備等に係る一覧表の添付 (様式は自由)

第 12 号様式【3 環境負荷軽減技術実証支援】

事業計画 (変更・実績)

1 グリーンな栽培体系への転換サポート事業を利用できない理由を記入
(該当項目に または を入れてください)

当該事業に採択されなかった

当該事業の要件を満たすことができない

その他 (具体的理由を記入)

2 申請者概要

申請者名称			
代表者 (役職・氏名)			
所在地	〒		
資本金・出資金	_____ 円		
設立年月日			
従業員数	_____ 名 (内、パート等 _____ 名)		
業種及び主たる事業			
担当者 (役職・氏名)			
電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

3 実証事業の内容

(計画・変更申請時)

現状	
課題	
事業実施の必要性	
成果目標	

(実績報告時)

成果	
残された課題	
今後の展開・予定	
その他	

4 事業費、経費負担区分

